

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和二年十二月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年八月十三日奈良県指令中土第五三一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年十二月十一日中土第七二一八号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年十二月十一日中土第七三一六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字金屋三二七番二九、三二七番三〇の一部及び三三五番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字金屋三二七番二九、三二七番三〇の一部及び三三五番の一部

下水道 桜井市大字金屋三二七番二九、三二七番三〇及び三三五番の各一部

水路 桜井市大字金屋三三五番の一部

一 許可番号

令和二年九月十日奈良県指令中土第五三一九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年十二月十日中土第七二一九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市川西町一七四番一、一七四番四、一七四番五及び一七六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市学園南一丁目六番一一号

奈良シティ建設株式会社 代表取締役 金澤俊夫

一 許可番号

令和二年八月五日奈良県指令中土第五三―四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年十二月十四日中土第七二―一〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年十二月十四日中土第七三―七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字粟殿八三四番四二、九一七番一、九一八番一、九二七番七、一一〇三番

二及び一〇三番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字粟殿九一七番一及び九二七番七の各一部

下水道 桜井市大字粟殿九一七番一及び九二七番七の各一部

水路 桜井市大字粟殿九一七番一及び九二七番七の各一部